

令和7年3月31日

沖 縄 県

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動の概要の公表

沖縄県差別のない社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき設置する沖縄県差別のない社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、条例第11条第1項の規定に基づき表現活動の概要等を以下のとおり公表する。

1 表現活動の概要

(1) 表現活動が行われた日時

沖縄県差別のない社会づくり条例施行日（令和5年4月1日）から令和6年7月31日
現在まで

（動画投稿日） 動画①令和3年12月1日

動画②平成28年12月4日

(2) 表現活動が行われた場所

インターネット上の動画投稿サイト YouTube

(3) 表現活動の内容

本邦の域外にある国又は地域の出身である者に対し、以下の言動を含む表現活動を行っている動画をインターネット上の動画投稿サイト YouTube に投稿した。

- ・「中国人出ていけー、中国人出ていけー」
- ・「チャイナは帰れー、中国へ」
- ・「腐った中国、さっさと帰れ、さっさと帰れー」
- ・「チュン公クンクン」を繰り返す言動

2 県の対応

(1) 上記1の表現活動は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認められるとの審議会の意見を聴取した。

(2) 上記2(1)の審議会の意見を踏まえ、県としては、上記1の表現活動が「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」に該当するものと判断し、条例第11条第1項の規定に基づき公表するものである。

※「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」とは、本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動のこと。

3 県民及び事業者の皆様へ

不当な差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生むきっかけになりうるため、決して許されない言動です。

本邦外出身者等に対するものに限らず、全ての人への不当な差別的言動を容認しない社会づくりに向けて、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。